

公立学校における働き方改革に関する取組みについて

1 経緯

- 文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成 28 年度）
- 中教審からの答申（平成 31 年 1 月 25 日）
- 平成 31 年 3 月 18 日付け文科省事務次官通知
- 平成 31 年 3 月 28 日付け文科省私学行政課通知

2 文科省事務次官通知の概要

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
 - 勤務時間の上限に関するガイドライン
 - 適正な勤務時間の設定
 - 労働安全衛生管理の徹底
 - 研修、人事評価等を活用した教職員の意識改革、学校評価等
- (2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
 - 教育委員会が取り組むべき方策
 - 各学校が取り組むべき方策
 - 学校が作成する計画等の見直し
 - 働き方改革に配慮した教育課程の編成
- (3) 学校の組織運営体制の在り方
 - 含む監督権者である教育委員会の支援
 - 教育委員会での取組みの推進
- (4) 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

3 愛媛県教委での取組み

4 TALIS 結果公表

5 今後の取組み

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】 ～業務内容別の学内勤務時間（1日当たり）～

- 平日については、小学校では、授業(27分)、学年・学級経営(9分)が、中学校では、授業(15分)、授業準備(15分)、成績処理(13分)、学年・学級経営(10分)が増加している。
 土日については、中学校で部活動(1時間3分)、成績処理(10分)が増加している。

平日(教諭のみ)	小学校			中学校			土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減		28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03	朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	4:06			3:05	3:11	+0:15	授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:19	3:58	+0:27	0:21			授業(補助)	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	+0:00
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15	授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04	学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13	成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04	生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04	生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07	部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00	児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26	学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10	学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03	学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:20			0:19			職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:04	0:31	-0:07	0:06	0:29	-0:04	個別打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(調査回答)	0:01			0:01			事務(調査回答)	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00	事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17			事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02	校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00	保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00	地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00	行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01	校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01	校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08	その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

3

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】 ～出勤時刻、勤務開始・終了時刻、有給休暇～

- 教諭は、平均すると、7時半頃に出勤し、19時台に退勤している。
 ○ 所定の勤務開始時刻は8時11分～20分、勤務終了時刻は16時41分～50分の割合が一番多い。
 ○ 有給休暇の取得日数は、6～10日の割合が一番多い。中学校教員は小学校教員に比べて有給休暇の取得日数が少ない。

● 出勤時刻・退勤時刻の平均

平日	小学校		中学校	
	出勤時刻	退勤時刻	出勤時刻	退勤時刻
校長	7時22分	18時32分	7時24分	18時41分
副校長・教頭	7時02分	19時39分	7時03分	19時39分
教諭	7時30分	19時01分	7時27分	19時19分

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む(主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)

※自宅から学校への通勤時間は、小学校教員では、30分以内が71%、31分以上1時間以内が25%、1時間1分以上が4%の割合である。(中学校教員も同程度の割合)

● 定められている勤務開始・終了時刻

定められている勤務開始時刻	小学校		中学校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
8時以前	13.4%	18.3%	11.8%	16.8%
8時01分～10分	17.9%	24.8%	17.4%	25.1%
8時11分～20分	48.4%	45.4%	49.1%	46.4%
8時21分～30分	19.4%	11.3%	19.9%	11.0%
8時31分～40分	0.3%	0.0%	1.0%	0.5%

● 1年間当たりの有給休暇の取得日数

有給休暇の取得日数	小学校		中学校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
0～2日	3.7%	9.5%		
3～5日	9.6%	20.8%		
6～10日	30.2%	33.4%		
11～15日	22.7%	13.6%		
16～20日	15.6%	7.5%		
21日以上	2.7%	1.5%		
平均	11.6日	8.8日		

4

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】

～勤務時間の時系列変化～

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
平日						
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
土日						
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※平成28年度の小学校教員のうち882人（12.5%）、中学校教員のうち719人（8.9%）が、土曜日・日曜日のいずれかが勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23	+2:37
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14

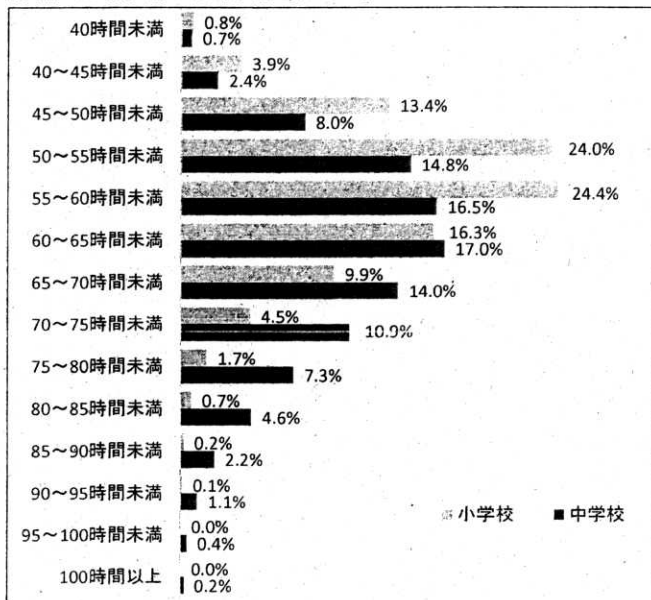
※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

1

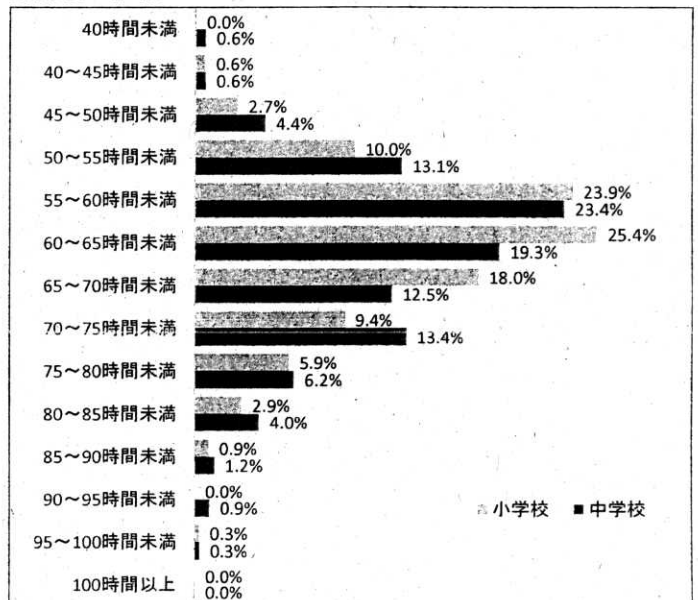
教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】 ～ 1週間当たりの学内総勤務時間数の分布～

- 1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）】



【副校長・教頭】



※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

2

2

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、**学校における働き方改革が急務**。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務もよしとする’という働き方の中で、**教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。**
- **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。**
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、**①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加**。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、**学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立て果たすことが求められる**。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の
一体的な推進が必要

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・ 勤務時間管理は、労働法制上、**校長や服務監督権者である教育委員会等**に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正により**その責務が改めて法令上明確化**。
- ・ 学校現場においては、まず**勤務時間管理の徹底が必要**。その際、ICTやタイムカードなどにより**客観的に把握すること**。
- ・ 文部科学省の作成した**上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高める**ことが重要であり、文部科学省は、その**根拠を法令上規定する**などの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

1

○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・ 労働安全衛生法に**義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備**が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に**準じた体制の充実に努める**べき。
- ・ 特に、**ストレスチェック**は、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、**市町村ごとに実施状況を公表**すべき。
- ・ 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、**教育委員会として産業医を選任**して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・ 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、**研修の充実を図る**べき。
- ・ 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである**時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価**することが重要。
- ・ 管理職以外の教職員も含め、**働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施**すべき。
- ・ **学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用**すべき。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を開ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化**するもの。学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が指導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（給食、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（給食、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や志域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<u>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立て</u>果たすことを徹底 業務改善状況調査を見直し、<u>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</u> 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<u>スクラップ・アンド・ビルドの原則</u>を徹底 業務の役割分担・適正化を実施するための<u>条件整備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進</u>等の取組を学校や地域の实情に応じて推進 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<u>他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルド</u>による負担軽減 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら<u>学校運営を行える体制</u>の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員間で<u>削減する業務を洗い出す</u>機会を設定 校長は校内の分担を見直すとともに、<u>自らの権限と責任で</u>学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を<u>大胆に削減</u> <p>(例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備</p>

○ 代表的な業務については、過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、複数の計画を一つにまとめて体系的に作成するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直しを行うことが必要。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

- 校長や副校長・教頭に加え、主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営。
- ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導できるような環境整備。
- 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化。

3

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革

○ 給特法の今後の在り方

- 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象とし、その縮減を図ることが必要。
- 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要。
- 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、必ずしも教師の処遇改善にはつながらない、との懸念。
- 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要とすることは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ中長期的な課題として検討すべき。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- 導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の削減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき。

○ 中長期的な検討

- 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

4

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・ スクールロイヤーの活用促進

等

○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
 - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
 - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
 - ・ 業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
 - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
 - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
 - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
 - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
 - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする

等

○ 今後さらに検討を要する事項

- ・ **小学校の教科担任制**の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程の在り方の見直し**
- ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に資するようにするなど**養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し**
- ・ 新時代の学びにおける**先端技術の効果的な活用** ・ 教育的観点からの**小規模校の在り方の検討**
- ・ **人事委員会等の効果的な活用方法**の検討

等

第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

○ 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、**学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表**することで、各地域の取組を促すべき。

○ また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、**3年後を目途に勤務実態の調査を行う**べき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、**子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。**

5

国の動き 地方の動き 学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表

	2018年	2019年			2020年			2021年	22-23年	
		1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月	
全体	中教審審議	答申	通知	業務改善状況調査		小学校新学習指導要領全面実施	業務改善状況調査	中学校新学習指導要領全面実施	業務改善状況調査	勤務実態調査
財政措置	英語専科を担当する教師など、学校指導体制の充実									
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進									
	モデル事業		事例紹介			事例紹介			事例紹介	
上項を定める	文部科学省のガイドライン検討	決定	通知	制度的工夫の検討						
	自治体において規則等で上限を定めることの検討				自治体において規則等で上限を規定				修正	
	勤務時間を客観的に把握する仕組みの導入									
業務分担・業務改善	管理規則標準職務モデル案提示		学校管理規則の検討		規則改正	役割分担の見直し		結果を反映		
	学期中の平日の業務改善に係る取組の実施【具体例】 ・ 統合型校務支援システム活用による業務軽減 ・ 留守番電話の設置 ・ 調査の精選 ・ 業務アシスタントの配置 ・ 学校行事の見直し ・ 休み時間、校内清掃等の役割分担・適正化									
	学校給食費公会計化ガイドライン策定					学校給食費の公会計化				
	部活動ガイドライン策定		ガイドラインを踏まえた部活動の見直し							
一年単位の時間制	総合的な学習の時間での校外学習の明確化通知		総合的な学習の時間の一定割合について、学校外での学習を授業として位置づけることの検討							
	夏季休業中の業務の検証		夏季休業中の業務の検証				夏季休業中の業務の検証			
	長期待業期間中の業務圧縮に向けた取組の実施・研修の見直し・部活動の大会の見直し等		夏季休業中の業務の検証							
今後の課題	(教育課程、免許、研修等)		中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施							

学校における働き方改革に関する取組の徹底について
 (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。 ※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組
 - 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会の責務である教職員の勤務時間管理の徹底
 - ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
 - 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進 等
- (2) 適正な勤務時間の設定
 - 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
 - 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
 - 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
 - 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備 等
- (3) 労働安全衛生管理の徹底
 - 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
 - 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施(文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定)
 ※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照 等
- (4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等
 - 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
 - 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
 - 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
 - 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用 等

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- (1) 基本的な考え方
 - 教育委員会は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
 - 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)に基づき、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

(例)

▶調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等

▶部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

▶給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)	⑧給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰られた時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応(給食、地域ボランティア等)	⑨授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの活用等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃(給食、地域ボランティア等)	⑩学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの活用等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑪学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協議会、専任職員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの自治体が部費を担わざるを得ない実態。	⑫進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑬支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専任スタッフとの連携・協力等)

- 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施
- 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールロイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築
- ICTやOA機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選 等

(3)業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
- 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早期等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
- 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有 等

(4)学校が作成する計画等の見直し

- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応 等

(5)教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査 等

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声のかけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大 等

(2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備 等

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進 等